

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）の作成と パブリック・コメントの実施について

高田馬場創業支援センター（以下、「創業支援センター」という。）の廃止及び跡施設活用について、新宿区施設活用検討会の決定を方針（案）とするとともに、パブリック・コメントを実施する。

記

1 施設の概要

- (1) 所在地 新宿区高田馬場一丁目32番10号
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (3) 敷地面積 269.29㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (4) 延床面積 315.59㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (5) その他 新宿消費生活センター分館との複合施設

2 検討の経緯

時期	内容
令和7年8月	●創業支援センターと同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため、「新宿区産業振興会議第7期報告書」において、施設のあり方検討の必要性が示された。 ●これを受け、区では施設のあり方を含め、創業支援を推進していくための検討を進めた。
令和7年12月	●新宿区産業振興会議において、区で整理した創業支援施策の将来イメージを提案し、施設を保有せずに多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。
令和8年5月	●「新宿区産業振興会議第8期中間報告」において、創業環境の変化及び創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じている状況等を踏まえ、創業支援センターを廃止し、創業支援施策を再構築する必要性が示された。
令和8年6月	●新宿区施設活用検討会において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。

3 創業支援センターの廃止の方針（案）

(1) 廃止の方針（案）

- ①創業支援センターで担ってきた施策や機能をBIZ新宿に一元化する。
- ②現在の指定管理者の指定管理期間の終了に合わせ、令和10年度末をもって創業支援センターを廃止する。

(2) 廃止の理由

- ①創業支援センターと同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため。
- ②創業支援センターと BIZ 新宿とで創業支援機能に重複が生じているため。

4 跡施設活用の方針（案）

(1) 創業支援センター廃止後の跡施設活用

①方針（案）

創業支援センター廃止後の跡施設は、現在第二分庁舎 3 階に所在する消費生活就労支援課（新宿消費生活センター）の執務室等として活用する。

②活用理由

消費生活センター機能を集約することで、消費生活相談員による消費者講座の拡充実施が可能となるほか、消費生活センター分館を主な活動拠点としている消費者団体と更なる連携を強化し、消費者トラブルの未然防止及びエシカル消費の推進等に関する取組の強化などにつながるため。

(2) 消費生活就労支援課移転後の跡スペース（第二分庁舎 3 階）の活用

①方針（案）

現在第二分庁舎の 1・2 階に所在する生活福祉課・保護担当課の区民対応・執務スペース等として活用する。

②活用理由

- 生活福祉課及び保護担当課では、来庁による相談件数が増加傾向にあるなど、現庁舎の中でも特にスペースがひっ迫しているため。
- 生活福祉課及び保護担当課では、第二分庁舎内におけるフロア間の円滑な連携を図ることができるため。

5 創業支援施策の推進について

創業支援センターの令和 10 年度末の廃止に向けて、同センターが担ってきた機能を BIZ 新宿で発展的に継承するとともに、従来からのビジネスモデルであるスモールビジネス、新しい技術やビジネスモデルを活用したスタートアップなど、それぞれの事業特性に応じた新たな創業支援施策を実施するための検討を進めていく。

6 施設活用検討会の検討結果

別紙 1 のとおり

7 パブリック・コメントの実施

(1) 実施期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 8 月 25 日（火）

(2) 周知方法

令和 8 年 8 月 5 日号の広報新宿及び区ホームページで周知し、意見を募集する。

(3) 閲覧・配付資料

- ① 意見募集概要（別紙 2）
- ② 意見用紙（別紙 3）
- ③ 方針（案）（別紙 4）

(4) 閲覧場所等

本庁舎対策等担当課、区政情報課、産業振興課、消費生活就労支援課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館、高田馬場創業支援センター・新宿消費生活センター分館で閲覧及び配布するとともに区ホームページで公表する。

8 説明会の実施

(1) 日時

令和8年8月17日(月) 18時30分から

(2) 場所

新宿消費生活センター分館(新宿区高田馬場一丁目32番10号)

※高田馬場創業支援センターと併設

9 今後の予定

令和8年7月8日	総務区民委員会報告
7月28日	文化観光産業等特別委員会報告
7月28日以降	地域・利用者説明
8月5日	方針(案)のパブリック・コメント開始(広報新宿掲載)
8月17日	地域・利用者説明会
8月25日	パブリック・コメント終了
10月	パブリック・コメント実施結果公表

令和8年度施設活用検討会報告書

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）

令和8年6月

新宿区施設活用検討会

「新宿区施設活用検討会」（以下、「施設活用検討会」という。）における検討状況について報告する。

1 施設活用検討会の設置及び目的

施設活用検討会は、区が保有する施設等の適正な管理、有効な活用に関する調査・検討を行うため設置された。

2 検討対象等

（１）検討対象

高田馬場創業支援センター

（２）施設の概要

ア 所在地	新宿区高田馬場一丁目３２番１０号
イ 建物構造	鉄筋コンクリート造 地上３階 地下１階
ウ 敷地面積	２６９．２９㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
エ 延床面積	３１５．５９㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
オ その他	新宿消費生活センター分館との複合施設

（３）施設マネジメント方針等

新宿区公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針が示されている。

●基本方針

新宿 NPO 協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、高田馬場創業支援センター、消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。

（４）検討の経緯

平成 23 年に高田馬場創業支援センター（以下、「創業支援センター」という）が開設して以降、区内には、同センターと同様の機能を有する民間の創業支援施設が多数開設されている。また、多様な創業形態への対応等も必要となっている。

こうした状況の中、令和 7 年 8 月に提出された「新宿区産業振興会議第 7 期報告書」で施設のあり方検討の必要性が指摘され、これを受け、文化観光産業部として、創業支援センターのあり方を含め創業支援を推進していくための検討を進め、創業支援施策の将来イメージの案を整理した。

この整理を踏まえ、令和 7 年 12 月 24 日に開催された新宿区産業振興会議（以下、「産業振興会議」という）において、創業支援施設を保有せずに、民間施設との連携も図りながら、BIZ 新宿を拠点として創業支援センターで担ってきた施策や機能を発展的に継承し、多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意

形成された。

また、同センターにおいては最長 2 年間の利用が可能であり、現在の指定管理者の指定期間が終了する令和 10 年度末の廃止を見据えると、利用者が利用期間短縮等の不利益を受けることがないよう、産業振興会議の合意内容を踏まえ、区として早急に施設の方向性を整理する必要があるため、施設廃止に向けた検討を開始するとともに、廃止後の跡施設活用についても検討を行うこととなった。

これを受け、創業支援センターの廃止及び跡施設の活用について具体的な検討を行う「高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会」が設置された。

3 検討体制

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針について、具体的な検討を行うために設置した「高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会」において検討を進めた。

4 分科会検討結果の概要

高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会から、資料 1 のとおり検討結果について報告があった。

5 施設活用検討会審議結果

施設活用検討会では分科会の検討結果について審議した結果、その検討結果を施設活用検討会としての高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）として、今後、政策経営会議に付議する。

高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会 報告書

令和8年6月

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針(案)の検討結果について(報告)

高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会において、高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針(案)を検討したため、施設活用検討会に報告する。

1 施設の概要等

(1) 施設の概用

- ア 所在地 新宿区高田馬場一丁目32番10号
- イ 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- ウ 敷地面積 269.29㎡(新宿消費生活センター分館を含む)
- エ 延床面積 315.59㎡(新宿消費生活センター分館を含む)
- オ その他 新宿消費生活センター分館との複合施設

(2) 施設マネジメント方針等

公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針が示されている。

新宿NPO協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、高田馬場創業支援センター、消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。

2 検討経緯

平成23年に高田馬場創業支援センター(以下、「創業支援センター」という)が開設して以降、区内には、同センターと同様の機能を有する民間の創業支援施設が多数開設されている。また、多様な創業形態への対応等も必要となっている。

こうした状況の中、令和7年8月に提出された「新宿区産業振興会議第7期報告書」で施設のあり方検討の必要性が指摘され、これを受け、文化観光産業部として、創業支援センターのあり方を含め創業支援を推進していくための検討を進め、創業支援施策の将来イメージの案を整理した。

この整理を踏まえ、令和7年12月24日に開催された新宿区産業振興会議(以下、「産業振興会議」という)において、創業支援施設を保有せずに、民間施設との連携も図りながら、BIZ 新宿を拠点として創業支援センターで担ってきた施策や機能を発展的に継承し、多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。

また、利用者は同センターのシェアオフィス等を利用承認日から最長2年間利用することが可能であり、現在の指定管理者の指定期間が終了する令和10年度末の廃止を見据えると、利用者が利用期間短縮等の不利益を受けることがないよう、産業振興会議の合意内容を踏まえ、区として早急に施設の方向性を整理する必要があるため、施設廃止に向けた検討を開始するとともに、廃止後の跡施設活用についても検討を行うこととなった。

これを受け、創業支援センターの廃止及び跡施設の活用について具体的な検討を行う「高田馬場創業支援センター廃止等検討分科会」が設置された。

3 高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針

(1) 高田馬場創業支援センターの廃止

平成 23 年度の創業支援センター開設後、同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため、令和 7 年 8 月に提出された「新宿区産業振興会議第 7 期報告書」では、施設のあり方検討の必要性が示された。

このことを受け、区では新たな創業支援施策の検討を進め、同年 12 月の産業振興会議において、区で整理した創業支援施策の将来イメージを提案し、施設を保有せずに多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。その後、令和 8 年 5 月の「新宿区産業振興会議第 8 期中間報告」において、創業環境の変化及び創業支援センターと BIZ 新宿とで創業支援機能に重複が生じている状況等を踏まえ、創業支援センターを廃止し、創業支援施策を再構築する必要性が示された。

以上の経緯を踏まえ、区は、創業形態に応じた多様な創業支援施策を効果的・効率的に推進するため、創業支援センターで担ってきた施策や機能を BIZ 新宿に一元化し、創業支援センターについては、現在の指定管理者の指定管理期間の終了に合わせ、令和 10 年度末をもって廃止することとする。

(2) 跡施設活用の方針

創業支援センターは新宿消費生活センター分館との複合施設である。創業支援センター廃止後の跡施設は、現在第二分庁舎 3 階に所在する消費生活就労支援課（新宿消費生活センター）の執務室等として活用する。

この移転により消費生活センター機能を集約することで、消費生活相談員による消費者講座の拡充実施が可能となるほか、消費生活センター分館を主な活動拠点としている消費者団体と更なる連携を強化し、消費者トラブルの未然防止及びエシカル消費の推進等に関する取組の強化などにつながる。

また、消費生活就労支援課の移転後の第二分庁舎 3 階の跡スペースは、現在第二分庁舎の 1・2 階に所在する生活支援課・保護担当課の区民対応・執務スペース等として活用する。区では区民対応・執務スペース等の確保が課題となっているが、生活福祉課・保護担当課においては、来庁による相談件数が増加傾向にあることに加え、令和 5 年 11 月からはひきこもり相談を開始していることなどから、現庁舎の中でも特にスペースがひっ迫しているため、これらの課題解決につなげる。また、生活福祉課・保護担当課では、部署内におけるフロア間の円滑な連携が図られているため、3 階のスペース活用においても、連携体制を維持しながら、区民の利便性向上及び執務環境の改善を図る。

4 創業支援施策の推進について

創業支援センターの廃止（令和 10 年度末）と合わせ、同センターが担ってきた機能を BIZ 新宿で発展的に継承するとともに、従来からのビジネスモデルであるスモールビジネス、新しい技術やビジネスモデルを活用したスタートアップなど、それぞれの事業特性に応じた新たな創業支援施策を実施するための検討を進めていく。

5 今後の対応

以上の内容を高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針(案)を検討した結果として、施設活用検討会に報告する。

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）

に関するパブリック・コメント —皆様のご意見をお寄せください—

区では、高田馬場創業支援センターを廃止し、跡施設活用として、現在 2 か所ある消費生活センター機能を集約する「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」をまとめました。

この方針(案)につきまして、パブリック・コメント制度（意見公募）を実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

実施期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）から 8 月 25 日（火）まで

意見を提出できる方

- ① 新宿区内に在住・在勤・在学の方 ② 区内事業者及び団体 ③ 施策等の案に利害関係のある方

資料の配布・閲覧等

- ◆ 高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案） についての説明資料を以下の場所で配布しています。

本庁舎対策等担当課、区政情報課（本庁舎 3 階）、区政情報センター（本庁舎 1 階）、産業振興課（産業会館）、消費生活就労支援課（第二分庁舎 3 階）、特別出張所、区立図書館、
高田馬場創業支援センター・新宿消費生活センター分館

- ◆ 高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案） についての説明会を実施します。

日時：令和 8 年 8 月 17 日（月）18 時 30 分から（18 時開場）

場所：新宿消費生活センター分館（新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号）

※高田馬場創業支援センターと併設

- ◆ 新宿区ホームページでは、以下の URL で説明資料の掲載と、説明動画の配信を行っています。

http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002189_00001.html



意見の提出方法

意見用紙（裏面）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス・窓口持参により、ご提出ください。

※ 新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。

※ 意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。

・頂いたご意見及びそれに対する区の考え方については、区ホームページにて公表し、「広報新宿」でも概要をお知らせします。

・公表にあたっては、名前など個人が特定できる情報は公開しません。

【提出先】 新宿区総合政策部本庁舎対策等担当課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所 本庁舎 3 階

電話 03(5273)4276 FAX 03(5272)5500



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

**「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針(案)」について
ご意見をお寄せください**

受付期間	令和8年8月5日(水) から 令和8年8月25日(火) まで (必着)		
受付方法	この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所を記入してください。新宿区に在勤・在学の方は、勤務先・学校名を記入し、また、在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する利害関係についても記入のうえ、下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。本案件の閲覧場所においても取次ぎします。また、この用紙以外でも上記の記入事項を満たしていればお受けします。新宿区のホームページからもお受けします。		
(ご意見)	(記入日 年 月 日)		
ご意見をいただく方の 氏名 ・ 住所 等		受付印 (区使用欄)	
氏 名		いずれかに☑をつけてください	
		☐ 在住 ☐ 在勤 ☐ 在学 ☐ その他	
住 所 または事業所・学校等の 名称 及び 所在地			
新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する直接の利害関係について具体的に記入してください。			

※ お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

お問合せ・郵送・直接提出	ファックス (FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 総合政策部 本庁舎対策等担当課 (新宿区役所 本庁舎 3階) 03-5273-4276 (直通)	03-5272-5500	https://www.city.shinjuku.lg.jp/

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）

1 施設の概要

- (1) 所在地 新宿区高田馬場一丁目32番10号
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (3) 敷地面積 269.29㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (4) 延床面積 315.59㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (5) その他 新宿消費生活センター分館との複合施設

2 検討の経緯

時期	内容
令和7年8月	●高田馬場創業支援センター（以下、「創業支援センター」という。）と同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため、「新宿区産業振興会議第7期報告書」において、施設のあり方検討の必要性が示された。 ●これを受け、区では施設のあり方を含め、創業支援を推進していくための検討を進めた。
令和7年12月	●新宿区産業振興会議において、区で整理した創業支援施策の将来イメージを提案し、施設を保有せずに多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。
令和8年5月	●「新宿区産業振興会議第8期中間報告」において、創業環境の変化及び創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じている状況等を踏まえ、創業支援センターを廃止し、創業支援施策を再構築する必要性が示された。
令和8年6月	●新宿区施設活用検討会において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。
令和8年7月	●以上の経緯を踏まえ、区において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。

3 創業支援センターの廃止の方針（案）

(1) 廃止の方針（案）

- ①創業支援センターで担ってきた施策や機能をBIZ新宿に一元化する。
- ②現在の指定管理者の指定管理期間の終了に合わせ、令和10年度末をもって創業支援センターを廃止する。

(2) 廃止の理由

- ①創業支援センターと同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため。
- ②創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じているため。

4 跡施設活用の方針（案）

（1）創業支援センター廃止後の跡施設活用

①方針（案）

創業支援センター廃止後の跡施設は、現在第二分庁舎 3 階に所在する消費生活就労支援課（新宿消費生活センター）の執務室等として活用する。

②活用理由

消費生活センター機能を集約することで、消費生活相談員による消費者講座の拡充実施が可能となるほか、消費生活センター分館を主な活動拠点としている消費者団体と更なる連携を強化し、消費者トラブルの未然防止及びエシカル消費の推進等に関する取組の強化などにつながるため。

（2）消費生活就労支援課移転後の跡スペース（第二分庁舎 3 階）の活用

①方針（案）

現在第二分庁舎の 1・2 階に所在する生活福祉課・保護担当課の区民対応・執務スペース等として活用する。

②活用理由

- 生活福祉課及び保護担当課では、来庁による相談件数が増加傾向にあるなど、現庁舎の中でも特にスペースがひっ迫しているため。
- 生活福祉課及び保護担当課では、第二分庁舎内におけるフロア間の円滑な連携を図ることができるため。

5 創業支援施策の推進について

創業支援センターの令和 10 年度末の廃止に向けて、同センターが担ってきた機能を BIZ 新宿で発展的に継承するとともに、従来からのビジネスモデルであるスモールビジネス、新しい技術やビジネスモデルを活用したスタートアップなど、それぞれの事業特性に応じた新たな創業支援施策を実施するための検討を進めていく。